

第 209 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 5 月 25 日 (水) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 15 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (17 名) ※新型コロナウイルス感染症対応のため農業委員のみの出席とする

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	13 番 磯 田 光 徳
14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造	17 番 勝 部 定 次
18 番 金 倉 弘 美			

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会	事 務 局 長 補 佐	福 田 貴 美 子
農 林 振 興 課	主 任 主 事	廣 田 駿 二

5. 欠席委員 (1 名)

12 番 松原委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について

報告第 2 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定 ・ 一括方式)

議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

議案第 4 号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第209回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番 磯田委員、14番 藤原委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号を日程1としその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、「公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について」、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 593㎡。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、工事発注者 △△△△、所在地 ●●●●番。請負業者、未定。着工時期、着工日、完了時期、令和5年3月31日。工事名 令和3年度県単施行地管理事業(■●■地区)溪間工事、廃土量 2, 230㎡。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑承認等はいりません。 次、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	報告第2号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 275㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日、令和4年4月21日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年4月20日。解約の理由、双方の合意による。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑承認等はいりません。 次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積9, 004㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、374. 6aです。対価は、総額15万円です。資料1に住宅地図を載せておりますので、参考に

事務局	ご覧ください。赤で囲った部分が申請地です。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積295㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は、87. 8aです。資料2に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。赤い丸の部分が申請地です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外13筆。地目は登記簿/田または畑、現況/田または畑。面積4, 531㎡他で12, 188㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は、151. 8aです。資料3に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。1番高橋委員。
1番	番号1について、1番高橋が補足説明させていただきます。借り手の△△△△さんは■■■■集落になり、そこが今回の案件の場所です。□□□□の家が○○○○さんです。■■■■に○○○○さんの畑があります。○○○○さんは■■■■集落ですがお住まいは●●●●です。後継者は子どもさんがいらっしゃいますが実際には後を継がれないということで、そのまま荒れさせてもいけないとのことで、同じ集落の△△△△さんにお世話になるということです。△△△△さんは、お若い△△△△さんご夫婦、お父さんお母さんおばあさんもいらっしゃって、主に野菜、りんご等を作っておられます。若い後継者ですので、どんどんやろうということで今回良い話になったわけです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次、議案第1号番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。9番藤原委員。
9番	番号2について、9番藤原が補足説明させていただきます。申請農地の場所ですが、■■■■の□□□□自治会内の圃場です。■■■■ほど行きますと△△△△さんのご自宅があります。圃場もご自宅の真ん前にあり何ら問題は無いと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次、議案第1号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	番号3について、7番古田川が補足説明させていただきます。場所は、■■■■集落の一番下の方の土地です。この土地については以前色々と問題になった所ですが、所有者が亡くなられ、〇〇〇〇さんが所有者になられたわけですが、この方はここに書いてある通り□□□□で■■■■■をしておられます。従って、こちらに来て農業をすることも出来ませんので農地が荒れてしまっておりました。譲受人の△△△△さんは□□□□の方ですが、直接のご親族でして無償で土地を譲るという話し合いになったものです。□□□□から通うのはちょっと大変かと思いますが一生懸命やるということで、この話になりました。そういう土地ですので、これから作付け、耕作をされることを期待するものです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
15番	親戚さんの方が、荒れてはいけないということで引き受けられたとのことですが、△△△△さんはもともと一町五反くらい人に貸しておられますね。自分では耕作できないというので、田圃か畑かわかりませんが貸しておられるのだと思いますが。荒れるより作っていただくのは良いことだとは思いますが、若干不安もあります。将来的には、集落や当事者が話し合っていて良い作付けが出来ることを期待しております。以上です。
7番	そういう心配は私もしておりましたが、実はこの〇〇〇〇さんの土地のすぐ近くに本家の〇〇〇〇〇さんもあり、以前は集落で受けておられたのでこれから協議されるというふうに聞いております。何とか荒れないように維持していただきたいと思っております。
16番	△△△△さんは全反別□□□□で耕作してもらっていて自分では作っていないというので、ちゃんと耕作してもらえるのか心配ですが、そのあたりをちゃんと話し合ってもらえればと思います。
議長	他に質疑はございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について承認することに決しました。 次、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画

事務局	の決定について意見を求める。令和4年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構((公)しまね農業振興公社)を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1～3は、△△△△になります。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,034㎡他で計2,692㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年7ヵ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,510㎡他で計9,818㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年7ヵ月、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,601㎡他で10,588㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年7ヵ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。次に番号1、2、3について担当委員の補足説明をお願いします。 17番勝部委員
17番	番号1、2、3について17番勝部が補足説明いたします。事務局からの説明にありましたように農業振興公社を通じて△△△△が借り受けるという案件です。いずれも新規契約です。番号1の○○○さんは□□□□自治会の方で△△△△の作業場のすぐ近くに田圃があります。番号2の○○○さんは■●●●集落ですが□□□□のすぐ近くにありますが。番号3の○○○さんは■●●●集落の方ですが■●●●の一番標高の高いところに位置し、作業場から500メートルくらい離れています。平素より△△△△の作業状況を確認しておりますが、きれいに管理されており何ら問題は無いと確信をしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1、2、3について承認することに決しました。 次、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,254㎡他で計9,269㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利

事務局	用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年8か月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積901㎡他で1,550㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積235.6aです。利用目的は田。期間は4年11か月、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,792㎡他で3,491㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,124㎡他で計18,226㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積704㎡他で5,582㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、358.1a。利用目的は田。期間は4年11か月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。次に番号1について担当委員の補足説明をお願いします。8番内田委員
8番	番号1について8番内田が補足説明をいたします。○○○○さん、△△△△さん共に□□□□の■■■■自治会の方です。該当の場所は、□□□□が現地の田圃です。○○○○さんと△△△△さんは十数年前からこの田圃について契約しておられ、今回再設定です。農地は草刈り、水路の管理等々きちんと管理されておりますし△△△△さんは農業委員でもありますので何ら問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、番号2、番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。4番若槻委員
4番	まず番号2について4番若槻が補足説明をいたします。○○○○さん、△△△△さん共に□□□□自治会の方です。場所は■■■■にある右と左の圃場です。この圃場は漏水が激しくて除草

4番	剤の効きが悪いと聞いておりましたが、△△△△さんがやってみるということで受けていただきました。続きまして番号3についてです。〇〇〇〇さんの住所は□□□□ですが△△△△さんの近くの家で生まれておられます。圃場は■■■■■にありまして、△△△△さんの圃場の上にこの2枚の田圃があります。近くで△△△△さんもよく管理しておられますので問題はありません。再設定でもありますのでご審議のほどよろしく願います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 担当委員の補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次、番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。3番立石委員
3番	議案第3番号4について3番立石が補足説明をいたします。■■■■■地区□□□□自治会にある農地です。〇〇〇〇さん、△△△△さんとも□□□□自治会の方です。△△△△さんは認定農業士としても活躍しておられます。再設定ですし、農地等についても管理されておりますので大丈夫かと思います。ご審議のほどよろしく願います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号4について承認することに決しました。 次、番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。9番藤原委員
9番	議案第3番号5について9番藤原が補足説明いたします。今回の圃場は□□□□自治会になります。〇〇〇〇さん、△△△△さんも□□□□自治会にお住まいです。△△△△さんは農業委員もされています。圃場の場所は、■■■■■に〇〇〇〇さんのご自宅があります。圃場もご自宅に面したところに5筆あるという状況です。〇〇〇〇さんは以前より知り合いの方に耕作をお願いされていましたが、今回はご近所である△△△△さんをお願いをされたようです。〇〇〇〇さんと△△△△さんのご自宅の間は直線距離で約200メートル近くありますがご近所でもありますし△△△△さんについてはその付近で適切に管理され、耕作もされていますので何ら問題は無いと考えてお

9番 議長 事務局	ります。ご審議のほどよろしく申し上げます。 担当委員の補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号5について承認することに決しました。 続いて議案第4号奥出雲農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。事務局説明をお願いします。 農林振興課農政グループの廣田と申します。農振除外を担当させていただいております。よろしく申し上げます。それでは議案第4号奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。はじめに4ページをご覧ください。こちらが今回申請のあった除外申請の一覧です。件数16件、筆数23筆、面積7,068㎡が今回の申請内容です。この申請のうち整理番号2番、10番、12番が追認となります。それでは内容について一通り読み上げさせていただきます。 整理番号1、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積355㎡うち10㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、墓地。 整理番号2、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積127㎡。土地の所有者 〇〇〇〇、事業計画者 〇〇〇〇。除外の理由、露店駐車場及び進入路。 同じく整理番号2、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積134㎡。土地の所有者 〇〇〇〇、事業計画者 〇〇〇〇。除外の理由、露店駐車場及び車庫用地。 整理番号3、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積351㎡うち9㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、墓地。 整理番号4、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積399㎡うち1㎡。土地の所有者 〇〇〇〇、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。 整理番号5、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積376㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、農業用倉庫。 整理番号6、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積440㎡うち10㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、墓地。 整理番号7、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積563㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、露店駐車場。 整理番号8、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積562㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、宅地。 整理番号9、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積439㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、農業用施設。 整理番号10、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積215㎡。土地の所有者、事業計
--------------------------------	---

事務局	画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、駐車場。 整理番号11、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積3,724㎡うち770㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、宅地。 整理番号12、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積1,480㎡うち260㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、駐車場及び倉庫。 整理番号12、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積3,1㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、宅地。 同じく整理番号12、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積35。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、駐車場。 同じく整理番号12、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積5,2㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、宅地。 整理番号13、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積169㎡。土地の所有者、事業計画者ともに奥出雲町長勝田康則、除外の理由、貯水槽。 整理番号14、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積1,907㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、植林。 同じく整理番号14、土地の所在 □□□□番。現況地目は畑。面積470㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、植林。 整理番号15、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積2,275㎡うち17㎡。土地の所有者 〇〇〇〇、事業計画者 △△△△。除外の理由、墓地及び進入路。 整理番号16、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積461㎡うち400㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、宅地。 同じく整理番号16、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積104㎡うち85㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、宅地。 同じく整理番号16、土地の所在 □□□□番。現況地目は田。面積852㎡うち500㎡。土地の所有者、事業計画者ともに〇〇〇〇。除外の理由、宅地。 以上です。詳細については次ページ以降、要件確認表、位置図及び土地利用計画図を添付しておりますのでご確認ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。1番から16番まで案件があります。多少時間を置きますのでご審議をお願いします。
15番	14番について、植林をするから農業振興地域から外してほしいということですが、この後から非農地通知や証明ということの整合性はどうですか。
事務局	植林については、登記の時点ではおっしゃるように現況としては植林したとしても農地のままになるので、ある程度木が育って非農地証明のレベルになってから本人さんが登記されるようになるので、この後に転用の届出をされてその届を持って登記所に行かれて登記をされるという流れに

事務局	なります。
15番	一回農業委員会で議題に上がって、植林をしても良いよ、振興地から外しても良いよとなれば当然本人さんが三年、五年と経って木が大きくなったから非農地証明をしてほしいというときには、もはや審議はないようなものですね。今回通ればそれで終わりということですね。
事務局	基本的にはそうですね。
3番	植林された場合はある程度木が成長してから地目変換をされないといけません。非農地証明ではなくて。
局長	詳細に説明しますと、今回の手続きが本ルートになります。農業振興地域から除外をしたのちに植林をしていただいて数年後登記をしていただくというのが本来の本筋でして正式なルートになります。以前もありましたが、まず除外申請をして転用申請をして許可を得てからという話になりますので、今回は非農地証明に値する農地の状態ではありませんので本来の本筋のルートで向かうということになります。非農地通知若しくは非農地証明につきましては次の第二段階の手続きになります。見た目に耕作が出来ない状態、正確に言うと昭和40年ごろから荒れているであろうということで農振除外や転用といった手続きを経ずに農業委員会が一方的に証明をするという手続きです。農地の状態によって手続きも変わってくるということです。非農地証明を最初に担当させていただいたのは私ですが、例えば水田の野帳を見て過去作付けが無かった時代が何年前といった履歴がわかるというものが本来なら非農地証明の対象になるということです。以上です。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって承認することに決しました。 その他事務局お願いします。
事務局	配布物の説明(農地機構だより、農業者年金関係パンフレット、活動記録簿について) 農業委員会事務の活動の実地状況等の公表について
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は6月23日(木)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 13番 ⑩

議事録署名委員 14番 ⑩